

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：福島棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

瑞穂村地域 福島のパノラマ棚田。範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和 11 年度まで福島棚田の現在の耕作面積を維持する。（継続）
- ・令和 11 年度までに放棄地ゼロの取り組みとして、耕作放棄地に景観作物の作付け等を行う。（継続）
- ・令和 11 年度までに棚田エリアの鳥獣害対策として、エリア周囲全体を囲む防護柵を設置する。（継続）
- ・令和 11 年度までに草刈機（乗用・トラクター等）を活用し、放棄地の草刈り作業を 30a 以上、保全管理を行う。（新規）

② 担い手の確保

- ・令和 11 年度までに地区内の若手や跡継ぎの育成は現状 5 人を目標とする。
- ・草刈り等の保全活動を行う。（継続）（草刈り隊）。
- ・令和 11 年度までに地域おこし協力隊を受入れる。（福島棚田の振興の活動に携わってもらう）（新規）

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和 11 年度までに、棚田米をブランド米として P R し、高値販売につなげる。（新規）
- ・令和 11 年度までに、福島棚田米として現状 0 kg のところ 750 kg の販売をする。（継続）
- ・棚田地域に見合う農業機械・器具を共同利用する。（新規）

② 良好な景観の形成

- ・令和 11 年度までに映画「阿弥陀堂だより」に使われた阿弥陀堂（セット）周辺の保全管理体制を整え、観光資源として活用を図る。（新規）
- ・水源水路・石垣の保全、地域から眺める景観の美しさを保全する。（継続）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田を観光資源とした地域振興

- ・田植え、稲刈り等の年間イベントで現状 100 人から 150 人以上の誘客を目指すことにより交流人口を増やして振興を図る。（新規）
- ・ホテル祭り・火祭り（ペットボトル・松明行列）を開催することにより交流人口を増やして振興を図る。（新規）

② 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・新たに休憩小舎さんべ「食事処」として蕎麦飲食店営業に向けた取り組みを行う。（新規）
- ・蕎麦の栽培から蕎麦打ちまでを体験できる仕組みを作り、誘客のきっかけになる魅力を高めて県内外からの誘客5名以上につながる取り組みを行う。（新規）
- ・稲架掛け後のワラの利用で、しめ縄作りを行い、誘客のきっかけになる魅力を高めて県内外からの誘客5名以上につながる取り組みを行う。（新規）

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○ 耕作放棄の防止・削減

- ・放棄地ゼロの取り組みとして、耕作放棄地に景観作物の作付け等を行う。
- ・棚田エリアの鳥獣害対策として、エリア周囲全体を囲む防護柵を設置する。

○ 担い手の確保

- ・水田、そば畑のオーナー制を導入する。
- ・市内外からの応援団、担い手の募集を呼び掛ける。
- ・福島棚田の保全に取り組むメンバーを維持する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○ 農産物の供給の促進

- ・棚田米、そば、野菜等の「販売の場」を設け、販売し、福島棚田の農産物をPRする。
- ・ふるさと納税の返礼品への登録、インターネットサイトでの販売を通じ、福島棚田の農産物の販路を拡大させる。
- ・米食味コンクール等への参加により品質向上対策に取り組む。

○ 良好な景観の形成

- ・道路の維持及び集落内の雑草地をなくすほか、棚田の石垣の維持、修復をする。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・駐車場を整備する。（大型車2台、普通車20台の駐車スペース確保）
- ・活動をマスコミに広報する（信毎、iネット、北信濃新聞等）
- ・棚田をめぐる散策路を新設・整備する。

○ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・休憩小舎さんべを食事処として、通年営業（各季節に1日以上）に取り組む。
- ・休憩小舎さんべ・水車小屋等の拡充を図り、棚田米の販売、蕎麦飲食店を開設する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田市域振興活動の実施主体は、主に下記5の福島棚田振興協議会の参加者である。

5 福島棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

福島棚田振興協議会は、福島区民、中山間福島集落協定構成員、区外の構成員、飯山市で構成する。構成員、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりである。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし